

第2回相良村議会 3月定例会会議録

令和7年3月13日（木）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和7年第2回相良村議会定例会（第3号）

令和7年3月13日

午前10時00分開会

於 会議議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

　　総務文教常任委員長報告

　　議案第4号から議案第11号、議案第20号、議案第26号

　　産業福祉常任委員長報告

　　議案第2号、議案第3号、議案第12号、議案第13号、

　　議案第21号から議案第25号

　　(質疑・討論・採決)

日程第2 発委第1号 相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

　　(質疑・討論・採決)

日程第3 発議第1号 相良村民投票条例の制定について

　　(質疑・討論・採決)

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査申し出の件

　　(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川邊一徳君 6番 西本巳喜男君

2番 坂田朋美君 7番 高岡重盛君

3番 永田博人君 8番 小善満子君

4番 德田正臣君 9番 市岡智恵君

5番 中村重道君 10番 黒木正照君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したもの職氏名。（10名）

村長 吉松啓一君 保健福祉課長 平川千春君

教育長 中村和弘君 建設課長 大土手寛君

総務課長 川邊俊二君 教育課長 出合宏光君

会計管理者 渋 谷 美佐江 君 倉 田 雅 弘 君
税務課長 平 田 智 博 君 企画商工課長 佐 竹 淑 子 君

5. 本会議の書記
議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、去る 6 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第 2 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてから、議案第 13 号、相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、及び議案第 20 号、令和 7 年度相良村一般会計予算から議案第 26 号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めるについてまで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。高岡総務文教常任委員長。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

はい。

○総務文教常任委員長(高岡重盛君) 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 4 号から議案第 11 号、議案第 20 号及び議案第 26 号の 10 件でございます。6 日からの連合審査及び 11 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 4 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 5 号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、相良村一般職の職員の給与に関する条例に規定する、扶養手当の届出等に係る規定を規則で定めることに伴い、引用している第 10 条を削除するものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 6 号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等及び勤務環境整備の措置に関する規定等について一部改正を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 7 号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い当該条例において、非常勤職員の部分休業に関し、引用する条が変更さ

れるため、一部改正を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 8 号、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 9 号、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については議会議員報酬額及び村長等の給与の額について、物価高騰及び近隣町村の議会議員報酬額及び給与の額を考慮した改正を行うものですが、審査の結果、いずれの議案も可否同数であったため、委員長において裁決し、議案第 8 号及び議案第 9 号については原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 10 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、扶養手当の届出等に係る規定を規則で定めることに伴い、第 10 条を削除し、配偶者の扶養手当の段階的廃止及び扶養親族たる子の扶養手当の段階的増額のほか各種手当の改正及び給料表を改正するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 11 号、相良村委会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、外国語指導助手の報酬について、文部科学省等が、昨今の民間平均給与等の動向を踏まえた報酬額の見直しを行うことに伴う一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 20 号、令和 7 年度相良村一般会計予算については、歳入歳出の総額を令和 6 年度相良村一般会計予算に対し、22 億 9,672 万 3,000 円増の 57 億 5,505 万 8,000 円と定めるものですが廻地区拠点施設整備関係予算及び地域コミュニティ施設工事関係予算について、立地、運営、維持管理に関する質疑があり、関係課長からの答弁がございましたが、「予算規模が大きい事業であり、まだまだ十分に考える余地があるのではないか。」、「令和 7 年度一般会計という重要な予算についての委員の考えを汲み取っていただき、今後の村民福祉の増進のための村政を執行していただきたい。」との意見があり、審査の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。議案第 26 号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に關し議会の議決を求めるについては、四浦地区交流拠点施設整備事業の追加、光ファイバー等高度化事業の追加、村道、林道に係る事業名及び施工延長の変更のほか、所要の変更を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願ひして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 次に、中村産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(中村重道君) おはようございます。産業福祉常任委員長、報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 12

号、議案第 13 号及び議案第 21 号から議案第 25 号までの 9 件でございます。6 日からの連合審査及び 11 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 2 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について及び議案第 3 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布により、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直しなどが改正され、条例の一部改正の必要がありますが、国が定める基準を直接引用するよう、条例の全部改正を行うものであり委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 12 号、相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、当該条例において、指定介護予防支援業務の委託において、地域包括支援センター運営協議会に関し、引用する条の号が変更されるため、一部改正を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 13 号、相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の員数について、常勤換算法によることができるよう一部改正を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 21 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計予算、議案第 22 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計予算、議案第 23 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 24 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計予算及び議案第 25 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計予算については、相良村における簡易水道事業及び農業集落排水事業について、令和 7 年度から地方公営企業法適用となります。必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願いして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。

{「これ、議案、ちょっと待ってください。」と、4番議員。}

はい。

{「この議案に対してのこれに対する討論をしてよかということですか。」と、
4番議員。}

はい。

{「あの2号から全部。」と、4番議員。}

そうです。

{「はい、はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。あのどちらの反対か賛成の

○4番(徳田正臣君) はい、反対の立場で、

○議長(黒木正照君) はい、反対の立場でどの議案に対してもおっしゃってください。

○4番(徳田正臣君) わかりました。反対の立場っていうのはもう一括してここで言う
てるかつちゅうことですね。

○議長(黒木正照君) はい。その

○4番(徳田正臣君) 一つ一つしなくとも、はい。議案に対して反対の立場で討論させていただきたいと思っております。まず議案第8号でございますが、物価高ということをおっしゃいますが、もうそれは誰でもわかっていることであります。我々政治家っていうのは、村民の生活を守る立場にあるわけです。ですから、率先して早く、給与報酬を上げる必要はない、このタイミングが理解できないということあります。職員とかの職員等の給与を上げるっていうのはもうこれ賛成であります。これ一定のカシフル効果が生じますので、立場をやはり考えて、それから県や全国の町村議会議長会のほうで上げるような方向、話されたということですが、これはもうお手盛りでしかないわけであります。お手盛りを素直に各自治体が、そうかといってお手盛りするわけにはいかないと。ですからこの給与とか報酬についてはなかなか一貫した理論を私は聞いたことがなくって、そのときのご都合によって、自分で決めると言ったり、或いは地域の給与を見てあげるとか、下げるとかっていう議論になってきますので、そこでやはり議会としての一貫した考え方方が定着してないっていうのも一つの理由であります。上げるのが私そのものが悪いと言ってないわけです。これはご理解いただきたいと思っております。そういう趣旨で、議案第8号と、議案第9号も同じ理由で反対であります。それと議案第20号もいいわけですかね。議案第20号もこれ原案に対して、反対であります。といいますのは、本来でしたならば、修正案を出すべきであろうかと思いますが、ただ予算規模が村長57億ですから、昨日53億って最初言わされましたけども、57億大体、57億の予算規模の中で、川辺川魅力創造事業とか柳瀬の平原コミュニティ施設関連で何だかんだと6億ぐらいになる。もう約1割ぐらい、そういう一般会計予算の1割ぐらいが、事業として私は反対でありますので、これはもう修正ではなくて予算そのものを裁判で行ったならば破棄差し戻しみた

いな感じで、もう一度、予算編成、村づくりをよくお考えになって、早急に出していくだければよろしいかなと思います。その議案第7号の中で先ほど申し上げました川辺川魅力創造事業でありますが、人間で言うならば、強く長く生き残る、生きる力っていうのは、必ずしも、やはり勉強して頭がいいほうがいいわけですが、知恵があることがすべてではなくって、状況の変化にうまく応変できるっていうのが生きる力だというふうに言われております。時代の流れ、環境の変化にうまく適応できるということです。一貫性がない。根無し草という意味ではないから誤解ないように申し上げますが、村も全く同じでありますて、時代がもう本当にこの30年前、40年前とガラッと違ってきてる中で、その時の発想での事業をやるのはどうかなということで、昨日も答弁いたしましたけども一般質問ですが、3、40年前と違って今はやはりこれもう完全に民間の事業なんですね。川辺川魅力創造事業は、事業計画、収支シミュレーションが全くできていない。できるっていう、いうならこれ出さないとおかしいんですよ。シミュレーションっていうのは、理解してもらうために出すものですからそれが出せない。結局できないわけですよね。はつきり言って。それができない中で、造るのは簡単です。造るところまでしか、多分、皆さん考えておられない。造った後の維持管理、全くSDGsじゃないということで、将来の相良村民の負担を考えると、昨日、道の駅っていう話も出ましたけど、道の駅は一定の条件を満たせば認められるわけでありますけども、それも最初から考えてるわけじゃなくって、道の駅もご存じの通り結構負担がかかるんですね。金を落とすような施設にはならない。有名になるけど、迷惑施設にもなりかねない。ですからそういうところの考えもまだ十分に詰められてない状況でありますので、これ川辺川魅力創造事業もこれに反対でありますんで、もう率直に言えばこの事業はもう本当、今ここで中断して、駐車場だけにしてもらいたいと思っております。それともう1つ、できるだけコンパクトに言いますけども、柳瀬の平原コミュニティ施設にしても2年前に説明会ありましたけど、非常に荒っぽい説明会で意味不明な説明会がありました。補助金がどうだこうだって言われますけど、造成費用とか、施設考えると、もう本当1億の2億の

○議長(黒木正照君) 4番議員、簡潔にお願いします。

○4番(徳田正臣君) 2億に届くぐらいの事業になるわけです。それをあんな2メートル嵩上げした三角形の造成時に造るなんて、これは地元の要望って必ず村長言われます。最近はちょっと風向きが危なくなったら、地元の要望があっても、連合審査と言いましたけど、相良村の貢献的な立場ならば2メートル嵩上げしたところに、要望聞いたことないですけど、万が一あったにしても、そこにコミュニティセンターを公民館の代替施設として造った場合には、あなた達、逃げるのにやおいかんばいと、別の土地を考えてくださいっていうのが要望に対しての相良村の貢献的な姿勢じゃないかと思います。道路の修理とか、ゴミステーション造ってくれっていう要望とかならばできるだけ可能な限り聞かなきゃいけないですけど、相良村の住民の意思の反映

と民意の統合というのを統合ってわかりますかね、民意の統合と民意の反映をバランスよく考えているのが行政だと思っておりますので、このコミュニティ施設の今後の莫大な金額と、施設のこの、もう最高で最後の立地と言われるすばらしい土地をよくよく今からでも考えていただきたい。それが村長の今後の本当に後々評価される事業になってくると思いますので、これが一般会計予算に入っているのはもう全体としてのむらづくりの

○議長(黒木正照君) 4番議員、

○4番(徳田正臣君) 発想がないということであり、討論はちょっとさせてください。

○議長(黒木正照君) 簡潔に、

○4番(徳田正臣君) はい、簡潔にそんなできないこととできることがあります。

○議長(黒木正照君) できます。どうぞ。

○4番(徳田正臣君) いやですから、簡潔であればどうであろうが議長は討論させるよう、できるだけ同じ議員ですから、もう終わるところですから、もっと村づくりを将来を見据えた心を変えを、村づくりをしていただきたい。それが村長がせっかくもうこれから後3年間やられる数十年後の評価に繋がることだと思っております。そういうことで8号、9号、議案第20号については、私は反対であります。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、1番議員。}

はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) 1番、川邊です。おはようございます。賛成について、討論いたします。

○議長(黒木正照君) どの議案についてか、はい。

○1番(川邊一徳君) 今、反対を言われた8号、そして20号について賛成討論いたします。討論ですので、議員の皆さんに討論をいたします。まず、第8号についてですけれども引き上げになると、どうしても批判的な意見がでてきたりしますけれども、この施行が4月1日以降、4月1日からの施行となること。そして、若い世代、子育て世代、働いている世代が出やすい環境づくりをするというのも、私たち議員の役目ではないかと考えます。そして、1度に金額を高額に引き上げることは厳しいです。段階を踏まえて引き上げることが私は大切だと思います。やはり若手の議員が、郡内見ましても私が一番若いです。やはり若い世代を少しでも入れて、今の現役の方たちがいらっしゃるうちに少しでも勉強して、若い方がそのままベテランとなり、また下を育っていく。そういう仕組みづくりをまずするのが我々議員の仕事ではないかということで、1つ、それは思います。もう1つ、20号について、先ほど、平原公民館コミュニティ施設、そして廻の川辺川魅力創造事業について反対をされておりますけれども、平原の公民館施設、現在、工事中でございます。実際に現場を見てみると、まだ床掘の状況でL型設置、そして、今、埋戻しをされているのかなというところな

んですけども、実際、本当に高く感じます。しかし、その完成した後、あそこに村道が付替えで出来るということの説明もあっておりまし、どの高さの位置に立って見るかによって、その施設が高いか低いかっていうのは変わってくるのかなと思います。また、福祉に配慮してありますので、階段を上っていくなどではなく、すり付け、そのままスロープ式でいくような計画でなっております。これにつきましては、また随時、説明をしていただき、議員に理解を求めていただきたいと、これは要望になりますけれども執行部に要望いたします。そして、廻の川辺川魅力創造事業ですけれども、官民連携ということで地域の皆さん、また村内の方たち、村外も含めまして、大学の先生も含め、会議を実施されております。イベントも開催しておられて、私も実際に見てみました。大人になって子供とあのように川と触れ合うことっていうのは、なかなか厳しい。村内においても川にそのまま降りていけるような施設っていうのはありません。相良村内の方だけではなくて、やはり人吉球磨、そして県外、今は世界からも来られますので、そういう方を収集するようにし、交流人口の拡大、まずは相良村に来ていただく。そして相良村の魅力を感じていただき、その方が帰っていただき、家族の方に、身内の方、知り合いの方に伝えていただき、そして相良村に来ていただく。それがやはり、今後、必要になってくるのではないかと思います。今、情報社会、みんな携帯で、ピッと上げると世界に情報が広がります。作品名を申し上げていいかわかりませんけれども、夏目友人帳あたり、晴山のバス停、雨宮神社ありますけれども、こんなに人が来るのかなっていうほどの人が来られます。ですので私は、まず1つの手段として、ああいう施設を造って、まずは相良村に来ていただく。相良村の魅力を知っていただくということが重要かと思い、この議案について賛成いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。私は、議案20号、令和7年度の一般会計について反対討論を申し上げます。冒頭の高岡総務委員長の委員長報告の中で、20号のこと、より研ぎ澄ました形で聞いておりました。確かに私ども、昨日の常任委員会では、そういうことが協議されまして、その結果の報告を協議した内容をそのとおりにかなり詳しく経緯について説明がありましたので、聞いていて、なるほどな、私ども委員会で言ったとおりに報告してあったということで、それで十分反対討論の骨子になってるんですけど、先ほど、4番、徳田議員のほうからも、昨日の一般質問の取支シミュレーションのほうについては、それからこの2つの事業、廻拠点施設、平原地区の事業ということで、この予算の合計を借りに足したとしましても2件で、5億6,500万。当初予算が57億5,000万ですから、ほぼ1割に匹敵するような巨額であります。もともとは私自身も、修正動議ででもして、削除して賛成が願えればなど

ということで考えておりましたが、あまりにも額が大きいものですから、このことについては 4 番議員が反対討論で申し述べられたとおりでございます。そういうして考えているうちに、やはりこういうのは、答えありきなのかな。先にそういうのをすること事業した上で、そういうシミュレーション、シミュレーションといいますか、こういうイメージを作つて、事業を展開することで、議員にも、それから委員会でも報告あつてることでございます。どうも、なかなか、こういう事業の方になると、もう、もともとの話のときから、ちょっと私自身も、なかなか厳しいだろうな、不信感を持つてるのは、最終的にこれが事業を展開したときに、数年後にはどうなるかなということで非常に危惧しておつたものでございます。こういう会合についても、非常に消極的でもあつたし、今でもそういうところでございます。私も議員になる前は、民間の業者に民間におきましたし、地元でも出馬させてもらって、今の議員なつてゐるわけでございますが、果たして民間でこれを考慮した場合に、どうなりますでしょ。まずこういう、なんていうか事業の収益シミュレーションも十分に構築されないままに、まずこれでスタートすることは、どこの民間においてもありません。そういう民間においてはこういう、大きな金額規模に対しても、絶対そういう民間業者は、石橋をたたいて渡りません。これはもうはっきり申し上げます。十分に協議して協議して協議して、本当に、そしてやつて、これでいいでしようかっていうこともやはり心配しながら提出します。私の議会、それについてしっかりと考え方を述べて、そして、判断してやるところでございます。本当に将来に禍根を残すような事業を早急に提案して、そして、通して事業展開することはできません。そういうことを含めまして、私はこの 20 号議案については反対です。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、3 番議員。}

はい、3 番議員。

{「はい、議長。」と、3 番議員。}

○3 番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい。

○3 番(永田博人君) 3 番、議案に賛成の立場で、

○議長(黒木正照君) 何号ですか。

○3 番(永田博人君) 議案第 8 号と 20 号ですかね。

○議長(黒木正照君) はい。

○3 番(永田博人君) 討論いたします。まず第 8 号の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に対する条例の改正する条例の制定についてでございますが、私はまだ議員になってから 4 年、まだこういう話は全然出てこなかつたですね。よく聞いてますと昔はいろんな歴史があるという話を古参議員のほうからお聞きしております。しかしながら、今の時代の流れじゃないですけども、新しい議員を、先ほど 1 番議員が言

いましたように、議員にならないかというような誘いをする時に議員報酬のことや球磨郡で一番最低、しかもよっぽど議員報酬は上げるんじやなくて、わずかばかりです。わずかばかりの報酬の上げ幅になっております。それを今回も反対すれば、私はもうこれはもうできないんじゃないかなと思います。ぜひ、これは、せっかく議会、執行部のほうから提案していただきましたので、ぜひ、通して集落の住民の方が、何で議会はそういうふうに給料あげる人ばっかり通すとかっていうふうなことも言われると言われましたけども、私が聞いた限りでは、そんなことは1つもありませんでした。ですからこれもう本当、こういうふうになってますよという話をして回りましたけども、全然反対はなかったというふうに思います。それから議案第20号、相良村一般会計予算の廻の魅力創造事業、これを今、提案しております事業ですね。予算認めないという話が討論がありましたけども、これは本当に相良村の魅力を、川辺川の魅力を何とか他の地域の方々、また日本国中に知らしめるということでは何かいい機会じゃないかなと思いますし、相良村全体を考えたときに四浦、川辺、柳瀬、深水、深水は茶湯里がありますね、柳瀬は、今、キャンプ場なんかやってるところがありますし、いろいろ少しばかりですけども、魅力があるところがあります。川辺は何もないんですね。観音橋があります。或いは観光面では、雨宮神社、雨宮神社も年とってからあんまり登れるようなとこじゃないですよね。高くてですね。そういったところしかないので、やはり一番相良村にとって、川辺川が一番日本一の清流と言っておりましたとおり魅力あるところだと思います。そこを何か観光面で活かせるような、地元の住民の方も私も1回行きましたけど、サツマイモとかですね、販売しておられました。嬉しそうに販売しておられました。ああいうところができれば高齢化の農家が多いですから、サツマイモとか野菜とか作れる方々がおるんですよね。いくらでも金になれば、持って来られるんですよ。そういったところも利用していただきたいなと思いますし、キャンプに来られる人たちも、相良村の人たちはあまりキャンプもされないかもしれませんのが、はい。やはりよその人は本当、魅力あるところだなというふうにキャンプをされておりました。そういったところは、是非、造ってもらいたい。あとは、管理の問題だろうと思いますが、それも執行部でしっかり考えて管理していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に議案に反対する発言を許します。

{「はい。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。2番、坂田です。8号、9号、20号について、反対の討論をいたします。8号、9号なんですけども、提案理由の中で物価高、高騰、なるほどなという提案理由だと思いますが、我々議員だけでなくて村民さん住民さんのほうも、同じ厳しい立場に置かれているのではなかろうかと思います。また、住民さんからの理解を見る目、大変厳しいものがあると私は思っております。また、上げるにしても

議員報酬と村長の給与、比率に違いがあります。上げるのであれば議員の比率のほうで統一してあげるべきではないかなと思って反対いたします。20号の問題ですね、私も2日前ですか、連合審査のほうで廻の施設について、執行部内でも喧々諤々、コミュニケーションまではいかないんですけども、そういうた議論は尽くしたという部分を聞いております。1つ1つお聞きすると、どうでしょう。予算規模、もう5億円、総額8億円と聞いただけで、この時期ですけども少子化になってますので、ロケーションにおきまして場所的に、国道沿いとはいえ、とか、工事関係者を除いたら、そんなに集客ですね、当初はよろしいんでしょうけど、似たような施設が近隣ございますもんで、そこでの違いというか差別的に来ていただけるような集客策のほうを特に強く打ち出していかないという部分もありますし、あとは人材の面ですね。利益を上げながら、5年、10年先を見越したそういう収支のシミュレーションですか。そこら辺ちょっと明確な回答がなかったもんですから、であるならば、ですからもう確実性を重視いたしまして、その規模を縮小して、この事業であれば、やってもいいよということで、再度、一応検討の上やっていただければと思います。反対をいたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

{5番議員、挙手。}

はい、5番議員。

{「はい。」と、5番議員。}

○5番(中村重道君) 5番、中村です。賛成の討論をさせていただきます。8号、9号10号の給与のと報酬の上がりを、私は、

○議長(黒木正照君) 5番議員、8、8と9と

○5番(中村重道君) 10です。

○議長(黒木正照君) 10ですか。

○5番(中村重道君) はい。職員の給与も、

○議長(黒木正照君) 職員の給与ですね。はい。

○5番(中村重道君) 一緒にですね、やはり、

{「20やろ。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) いや、職員給は10号です。

○5番(中村重道君) 10号、職員と一緒に、やはりコミュニケーションをとって、村のため村民のために一生懸命働くようにしてもらえば、こういう報酬の上げなんて関係ございません。それだけの仕事をして仕事をして活動して、村民のため、村のために一生懸命頑張ればですね、そういうことです。私はそう思って、今まで15年間、一生懸命、職員と村長といろんなコミュニティをとって、一生懸命活動してきましたので、そういうことで、賛成討論をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発

言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。

—————○—————

○議長(黒木正照君) はじめに、議案第2号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第2号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第3号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第3号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第4号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第5号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第5号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第6号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第6号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第7号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第7号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

{「はい。」と、8番議員。}

起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

{「はい、議長。」と、8番議員。}

○議長(黒木正照君) はい。

{「私は、議案8号につきましては採決に関わりたくございませんので、退席したいと思いますがよろしいですか。」と、8番議員。}

はい、許可します。

{8番議員、退席}

ちょっとすみません。暫時休憩。



休憩 午前10時47分

再開 午前10時52分



○議長(黒木正照君) 会議を開きます。次に、議案第8号、相良村議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第8号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第9号、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

{「はい、議長。8番議員はもう入って・・・。」と、5番議員。}

すみません。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

暫時休憩します。



休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 10 分



{8 番議員、入席}

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 10 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

{「議長、さっきの件は説明いらんとですか。説明せんでっちやよかつですか。このままでよかつですか。」と、4 番議員。}

はい。

{「はい、じゃなかですよ。大変なこと。」と、4 番議員。}

何も発言許してませんよ。

{「・・・。」と、4 番議員。}

相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

{「全然聞いとらん。」と、4 番議員。}

議案第 10 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 11 号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 11 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

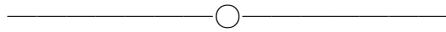


○議長(黒木正照君) 次に、議案第 12 号、相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 12 号については、委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

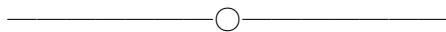
起立全員です。したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 13 号、相良村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 13 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

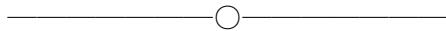
起立全員です。したがって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 20 号、令和 7 年度相良村一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、否決です。議案第 20 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

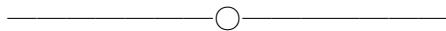
起立多数です。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 21 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 21 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

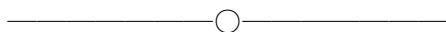
{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。ちょっとここで暫時休憩させてください。

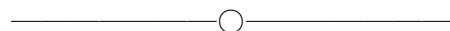


休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 22 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 22 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 23 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 23 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 24 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 24 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 25 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 25 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 26 号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に關し議会の議決を求めるについてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 26 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 発委第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、発委第 1 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高岡議会運営委員長。

{「はい、議長。」と、高岡議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) 発委第1号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に第8項が新設されたことにより、以下の項番号が繰り下げられましたので、相良村議会の個人情報の保護に関する条例において、当該条項を引用している箇所の改正及び所要の改正を行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものです。議員各位におかれましては、相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第1号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 発議第1号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、発議第1号、相良村民投票条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。4番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○4番(徳田正臣君) はい。発議第1号につきまして、提案理由を申し上げます。相良村民投票条例の制定ということです。これはご存じのとおり今回で4回目の発議であります。どうか皆さん方、この趣旨をご理解いただいて、今回は4度目の正直で可決していただければと思っておりますが、提案理由といたしましては、地方自治の本旨に基づき村政の重要な事項に係る意思決定について、村民による直接投票の制度を設けることにより、これによって示された村民の総意を村政に的確に反映し、もって、公正で民主的な村政の運営及び村民の福祉の向上を図るとともに、村民と行政の協働による村づくりを推進することを目的とするということですが、これは直接的には、川辺川ダムの問題、建設問題を意識したものであります。相良村が立地自治体ですね、相良村が建設されるところであります。それで私も議会で反対とい

う立場ではありますが、村長にどういったお考えかということをお聞きしたところ、1回目は、県に聞いてみるという答弁でした。2回目は、どういうダムができるかわからんない。所見がわからんないから、判断できないと。3回目は、法手続き上、村の同意は必要ないと言われました。私が思うのは、やはり本当に正直言って、これダムが本当に100年後に賛成が正しいか反対が正しいか本当に悩んでるんです。私自身は、本当に、こればかりはもう今の人間の知恵ではわからない。だけども、私としては、今の雨の降り方、昭和40年あたりと違う雨の降り方、線状降水帯の雨の降り方を考えると、災害のあり方、雨の降り方ですね、変わってきたところを考えるとダムに反対であります。だからといって反対を前提とする条例ではないってことをご理解ください。はい。一番思うのは、全国の大型の公共工事、国が造る場合には、その当該自治体の同意なし意思なしには国が進めないんです。ところがこのダムに関して言ったら、県知事は相良村の意思は関係ないと。聞かないということをおっしゃっております。そんな状況の中で、この相良村に巨大ダムを造る県、国、国が事業主体ですけど、意味がわからない。であるならば村長自身が判断できない。外ではご存じのとおりダム促進協議会に入って、県や国に強烈な要望されておりますが、それはそれでいいでしょう。外と内を使い分けてるっていうのは。ですけどやはり相良村の議員として相良村の一村民として、やはり聞きたいんです。人によってはこの住民投票をすれば、村が真っ二つに分かれるなんて消極的なこと言われますが、すでに分かれてて、もやもやっとした気持ちで口に出せない状態なんです。ですから私は、やはり村民の意思を聞いてみたい。どういう考え方あるか。これは一言で言うと高速型ではないですから、あくまでも参考として住民の意思を見るっていうことを聞くっていうことがあります。そういう条例でありますので、皆さん、一度村民に個別で本音が出ない中で聞くのではなくて、きっちとした法的な意味で住民の意思を聞いてみようではないですか。それがこの住民投票条例を何度も出す、否決されても出す趣旨であります。皆さん方どうかご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。賛成の立場で発言いたします。現状、住民の皆さんにおかれましては、やはりダム建設ありきで進んでるんじやなかろうかという意見がほとんどだと思います。そこで首長であります村長のほうのお考えの方はということを伺うと、まだ、その同意するかどうかはつきりしないということを言われております。住民の皆様については、何かの意思表示、要は今回の投票条例でもって結果がど

う出るかわかりませんけども、それを根拠として改めて首長に判断をいただきたいという思いをされる方が多いものですから、賛成いたします。賛成討論いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第1号、相良村住民投票条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第1号は、否決されました。

—————○—————

日程第4 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第128条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

—————○—————

日程第5 閉会中の継続調査申出の件

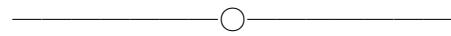
○議長(黒木正照君) 次に、日程第5、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和7年第2回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 11 時 28 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員